

みやこ町人権教育・啓発基本計画

平成29年(2017年)3月
福岡県京都郡みやこ町

はじめに



人権を尊重する平和な社会づくりの第一歩は、人権問題が身近な問題であることを町民の一人ひとりに知っていただくことです。すべての人は平等であり、人権はすべての人に保障されていることを理解し、個の違いを豊かさとして認め、人権を尊重しようとする姿勢を持つことが大切です。

本町でも人権問題を町行政の重点課題として位置づけ、国、県、関係団体等との連携を図りつつ様々な施策を推進してきました。しかし、現状に目を向けると依然として多くの問題が存在しています。さらに今日の国際化、情報化、少子高齢化等といった急激な社会変化の中で、人権問題は多岐にわたり深刻化していく傾向が見られます。

このような状況を踏まえ、これまでの成果を検証しながら、町民一人ひとりが人権を大切にし、互いの人権を尊重する意識をさらに高めていくことが重要となるため「みやこ町人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

今後は、この基本計画に沿って人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発に関する各種施策を進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を心からお願いします。

平成29年3月

みやこ町長 井上 幸春

目 次

第1章 人権教育・啓発基本計画策定の趣旨	1
1 人権教育・啓発基本計画の位置づけ	1
2 「人権」、「差別」、「人権教育・啓発」の定義	1
（1）「人権」について	1
（2）「差別」について	2
（3）「人権教育・啓発」について	2
3 基本計画策定の基本的視点	2
（1）人権のまちづくりの視点	2
（2）あらゆる差別の撤廃をめざす視点	2
第2章 人権問題を取り巻く状況と課題	3
1 国際的な取組	3
2 国、県の取組	3
3 本町の状況	4
4 人権の課題について	4
第3章 人権教育・啓発の推進	5
1 生涯学習のあらゆる場を通じて	5
（1）就学前、学校教育	5
（2）社会教育	5
（3）家庭、地域	5
（4）企業・事業所	5
（5）特定職業従事者	6
① 町職員	6
② 学校教育、社会教育などの関係者	6
③ 医療、福祉関係者	6
④ マスメディア関係者	6
2 効果的な推進	7
（1）学習機会の充実	7
（2）情報の提供と啓発	7
（3）連携の推進	7
（4）相談、支援の充実	7
第4章 分野別施策の推進	8
1 重点課題と施策に対する対応策	8
2 重点課題	8
（1）同和問題	8
（2）女性に関する問題	10
（3）子どもに関する問題	12
（4）高齢者に関する問題	14

(5) 障がい者に関する問題	16
(6) 外国人に関する問題	18
(7) HIV感染者、エイズ患者、ハンセン病患者に関する問題	20
(8) インターネットの問題	21
(9) その他の人権問題	22
(参考) 重点課題の分野別施策	23
第5章 推進体制	24
1 推進体制について	24
2 関係機関との連携の強化	24
3 基本計画の評価・見直し	24
資料編	
世界人権宣言	25
日本国憲法（抄）	30
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	33
みやこ町あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例	35

第1章 人権教育・啓発基本計画策定の趣旨

1 人権教育・啓発基本計画の位置づけ

みやこ町人権教育・啓発基本計画（以下「基本計画」といいます。）は、平成12年（2000年）に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」といいます。）第5条の規定に基づき、地方公共団体の責務として、本町の実情に即した人権教育及び啓発に関する施策を推進するために策定したものです。

本町では、これまでも「みやこ町あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、町民一人ひとりが人権を尊び、すべての町民の基本的な人権が尊重される、心豊かな地域社会の実現と人権文化の構築に向けた施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、今日に至っても同和問題・女性・子ども・障がい者・外国人などに対する人権侵害や社会的弱者と呼ばれる人たちへの差別が存在しています。

また、近年社会情勢の急激な変化や国際化、高齢化、情報化などを背景として新たな人権問題も発生しております。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、町民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、その中心となる人権教育・啓発の重要性はますます高まっています。

このため、本計画と今後策定予定の実施計画により、様々な人権問題の解決とお互いの人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策をより総合的にかつ効果的に推進していくこととします。

2 「人権」、「差別」、「人権教育・啓発」の定義

この基本計画のより円滑な推進を図るため、基本事項である「人権」、「差別」、「人権教育・啓発」を次のように定義することとします。

(1) 「人権」について

人権は、西欧社会の近代化の中ではぐくまれた考え方です。

特に、20世紀の二度にわたる世界大戦の反省から、人権の重要性は国際的に高まってきました。昭和23年（1948年）12月10日に国際連合（以下「国連」といいます。）は、世界人権宣言を採択しました。

この宣言は、すべての人間が人間として尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならないことを定めており、国際社会の基本的ルールの大きな柱となっています。この宣言を実現するために拘束力を持つ条約として定められたのが「国際人権規約」で、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、A規約）と、市民的、政治的権利に関する国際規約（自由権規約、B規約）の2種類があります。

また、日本国憲法においても人権に関して世界人権宣言と同様な内容を定めています。

(2) 「差別」について

差別とは、本人の努力によってどうすることも出来ない事柄で不利益な扱いをすること、また差別が起きるのは人の心の内にある予断と偏見に起因するといわれています。

性別、社会的身分、門地、人種又は信条などを理由に政治的、経済的、社会的関係において、上下の値打ちをつけ、その人や団体の自由や権利を無視や侵害するなど不当性や不利益性を被る関係が生じることが差別です。

(3) 「人権教育・啓発」について

人権教育・啓発推進法では、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義し、人権啓発とは「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と定義しています。

本町においても、この法律の定義を踏まえ、家庭、学校、地域、職域などあらゆる機会を通じて人権教育・啓発を推進します。

3 基本計画策定の基本的視点

(1) 人権のまちづくりの視点

町は常に人権の視点でまちづくりの施策を考え実施しなくてはなりません。

また、町の人権施策を町民に公開し、理解を得ることが人権教育・啓発の効果を上げる重要な要素であり、町民が実感できる人権のまちづくりとなります。

(2) あらゆる差別の撤廃をめざす視点

「みやこ町あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」では、日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、町民一人ひとりが人権を尊び、すべての町民の基本的人権が尊重される、心豊かな地域社会の実現に寄与することを目的としています。

第2章 人権問題を取り巻く状況と課題

1 国際的な取組

昭和20年（1945年）6月各国は、人権の普遍的尊重を明らかにした「国連憲章」を誓約し、同年10月に国連が成立しました。国連は、昭和23年（1948年）世界人権宣言を昭和41年（1966年）には国際人権規約を採択し、人権の国際的基準を示しました。世界各地で地域紛争や人権侵害、難民問題が顕在化するなか、国際社会では、人権への取組みが高まり、「人権/Human Rights」が世界の共通語となり、人権の教育啓発と保護が進められています。

国連には人権の保障を確保するため様々な機関が設置されています。人権に直接関わる代表的な機関としては、人権委員会、人権高等弁務官事務所などがありますが、難民高等弁務官事務所、人道問題調整部、国連児童基金（ユニセフ）、国連教育科学文化機関（ユネスコ）、国際労働機関（ILO）なども人権に密接な活動を行っています。国際人権年や国連人権教育の10年など、人権に関連する特定の事項に焦点を当てた国際年や国際の10年を定め、人権に関する国際的な世論の喚起を図る活動も行っています。

特に、平成6年（1994年）の第49回国連総会では、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において、人権という普遍的文化が構築されることを目標として人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むよう要請しています。これを受けて世界各国では、人権に関する国内行動計画の策定や人権センターの設立などの取組みが進められています。

2 国、県の取組

わが国では、すべての国民に基本的人権を保障する日本国憲法のもとで、国際的人権条約をはじめとする人権関係の条約を批准し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。特に同和問題に関しては昭和40年（1965年）の同和对策審議会答申を受け、昭和44年（1969年）に「同和对策事業特別措置法」を施行し、以後二度にわたる法の改正を経て約33年間特別対策を実施してきました。

また、平成8年（1996年）の地域改善対策協議会意見具申では「同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。」としています。また、国連の人権教育のための国連10年の決議を受け国内行動計画が平成7年（1997年）に策定され、人権という普遍的文化の構築のため人権教育が推し進められることとなります。これまで積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえすべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発の再構築が求められるようになり、平成12年（2000年）には人権教育・啓発推進法が施行されました。さらに、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成14年（2002年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

福岡県においても、平成9年（1997年）に行政運営を総合的、計画的に実施するため「ふくおか新世紀計画」を策定し、県民一人ひとりの人権意識を高揚するための教育・啓発を進め、偏見や差別の解消を図ることを明記しました。

平成10年（1998年）に「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」、平成16年（2003年）に「福岡県人権教育・啓発基本指針」が策定され、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現をめざし人権教育・啓発に関する施策をより総合的かつ効果的に推進しています。

また、人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検・評価し、その結果を施策に適正に反映させるなど、実効ある施策の推進を行っています。

3 本町の状況

昭和44年（1969年）に同和対策事業特別措置法が施行され同和問題の解決を町政の重要な施策の柱として位置づけ、同和教育の推進と同和地区の生活環境改善をはじめとする諸施策を進めてきました。

また、合併前のそれぞれの町で様々な人権問題に関する町民の意識や傾向を把握し、これまで行ってきた啓発活動や教育の成果や課題を明らかにして以後の行政運営、特に人権教育・啓発に活かしてきました。

みやこ町あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例が制定され、町の責務、町民の役割、町の施策の推進、啓発の充実に努めています。

その結果、様々な面で多くの成果をあげましたが、今もなお未解決の人権課題や新たに発生した人権問題があるのが現状です。

4 人権の課題について

人権問題は、社会の中に様々な形で存在しており、私たちの思い込みや偏見によって人権侵害が引き起こされてしまう場合があります。何気なく相手を傷つけてしまう行為も、それ自体が人権侵害とまではいえない場合でも日常的に繰り返される事によって人権侵害となる場合があります。

また、人権の問題は固定的なものでなく社会情勢の変動によって新たな問題が発生する可能性もあり、様々な人権の課題について、行政、地域、学校、家庭などが一体となって解消に努めることが求められています。

このことは、今までの人権施策をふまえ同和問題をはじめとするあらゆる差別をなくすため、この基本計画を策定し実施することが人権のまちづくりになります。

第3章 人権教育・啓発の推進

1 生涯学習のあらゆる場を通じて

町民一人ひとりが、人権の意義や重要性を認識し、人権への意識を高め人権が尊重される平和で豊かな社会の実現をめざし、生涯学習などあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

(1) 就学前、学校教育

「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえすべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく一人の人間として人権が最大限に尊重され、自己実現を図ることのできる「子どもの権利が保障される社会」の実現に向け、あらゆる機会を活用した人権教育・啓発の推進に努めます。

学校は、子どもたちが楽しく生き生きと学ぶ場であり、一人ひとりが大切にされなければならない場です。このため学校教育においては、子どもの立場に視点を置いた学校運営を行い、体験的な学習を取り入れ、子どもたちが学ぶ喜びや達成感を味わい生きる力を育めるように教育内容を充実するなど一人ひとりが生き生きと活動できる学校づくりに努めます。

また、学校、認定こども園、幼稚園など教育に携わる職員（以下「教職員」といいます。）の資質の向上により児童や生徒への指導體制の充実を図るとともに、学校と家庭間の連携はもとより地域社会や関係機関との連携を深め、いじめや校内暴力、不登校などの問題に対応できるような体制づくりを進めます。

(2) 社会教育

人権に関する講演会の実施や、みやこ町豊津隣保館を中心に生涯にわたっての人権に関する啓発に努めるとともに、学習活動の機会を提供し地域の実情に即した人権教育・啓発の推進に努めます。

(3) 家庭、地域

家庭や地域は、生涯学習の原点であると同時にあらゆる教育の出発点であり豊かな情操や思いやりなどの人格形成に大きな役割を果たすものです。家庭や地域が子どもたちに対し、偏見や差別の不当性を見極め公平、公正に行動することの模範を示していくことが求められています。

また、人権尊重について理解を深めるために学習する機会を提供し、家庭教育や子育てなど地域社会で悩む人たちが気軽に相談できる相談窓口の充実を図ります。

(4) 企業・事業所

企業や事業所の社会に与える影響が大きくなった現代において、社会を構成する一員として人権に配慮した社会的責任が強く求められており、差別のない働きやすい職場の環境づくりを推進する必要があります。

本町では、みやこ町人権教育研究会を活用し、町内の企業・事業所・学校・行政が連携して人権研修会などを開催して人権教育・啓発の充実に努めます。

(5) 特定職業従事者

① 町職員

町職員は、全体の奉仕者としての使命感を持って常に日本国憲法の定める基本的人権の尊重の理念や行政施策を通して具体化していく責務を担っています。

それにともない、町職員は、人権を尊重した行政の担い手として人権が尊重される社会の実現に向け、それぞれの分野において人権尊重の視点に立ち業務を遂行することができるよう効果的な実施に努める必要があります。

また、人権問題に関する諸問題についての研修などを実施し、人権尊重の視点に立つ住民サービスの向上に努めます。

② 学校教育、社会教育などの関係者

教職員は、子どもの人権を守り、子どもの人権意識を育む教育を推進する使命を持っています。

また、人権教育を推進するため日常生活における人権に関わる問題点を見抜き意識改革を図ることが大切です。

そこで、教職員の資質の向上に努めるとともに学校における人権教育を積極的に推進します。

なお、社会教育などの関係者においても、教職員と同じ資質が求められることから重要な人権教育・啓発の担い手としての自覚を促し、町と町民が協働で進めていけるように努めます。

③ 医療、福祉関係者

医療関係者に対しては、インフォームド・コンセント（医師が患者に診療の目的、内容をわかりやすく説明して、患者の納得を得て治療すること。）の理念の普及徹底を図るなどの人権意識の向上のための啓発活動を推進します。

また、福祉施設などでは、人権に配慮した処遇の徹底に努め福祉関係者に対し人権意識の普及・高揚が図られるよう研修、講演会などにより人権教育・啓発を実施し、差別のない明るい社会づくりに努めます。

④ マスメディア関係者

マスメディア関係者に自主的な人権教育・啓発への取組を要請します。

2 効果的な推進

人権教育・啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、関係団体などが連携するための横断的なネットワークの形成に努め、人権の尊重する思想を効果的に推進します。

(1) 学習機会の充実

町民一人ひとりが人権問題を自らの身近な問題として捉え、積極的に人権意識を高めていくことができるような講演会や映画会などを用いた学習機会や体験型、参加型学習の機会を計画し生涯にわたって人権に関する効果的な学習機会の充実に努めます。

(2) 情報の提供と啓発

人権教育・啓発資料の作成・配布や広報活動を充実させ家庭、地域社会、行政、学校などが情報を共有しながら連携を図り、それぞれの教育機能を十分に活かした情報の提供と啓発に努めます。

(3) 連携の推進

人権教育・啓発を効果的にするため、国や県などの人権教育・啓発活動にかかわる機関との連携を行い、幅広い取組みを推進します。

また、企業や団体などにおいても積極的に取り組むことができるよう、連携の推進に努めます。

(4) 相談、支援の充実

人権問題について、人権擁護委員、民生委員・児童委員などによる相談の充実や子育て支援センター、社会福祉団体などによる支援の充実に努めます。

第4章 分野別施策の推進

1 重要課題と施策に対する対応策

様々な人権に関する施策を調査検討し総合的かつ効果的に推進するため、次の重要課題に対する施策の基本方針や具体的施策を掲げました。

本町においては関係団体と連携して人権問題の重要性を認識し取り組んでいきます。

【主な関係法令など】

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ・世界人権宣言 | 昭和23年（1948年）採択 |
| ・日本国憲法 | 昭和22年（1947年）施行 |
| ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 平成8年（1996年）施行 |
| ・みやこ町あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例 | 平成18年（2006年）施行 |

2 重点課題

（1）同和問題

[現状と課題]

同和問題は、わが国固有の重大な人権問題であり、日本国憲法及び人権教育及び人権啓発の推進に関する法律において「社会的身分」として明記され、同和問題の早期解消を図ることは国民的課題です。

本町においては、同和問題を早急に解決するため啓発や講演会の開催、隣保館事業を実施し、人が人として尊重される社会の実現に取り組んでいます。

しかし、同和問題に関する町民の知識面での理解はかなり進んできたものの情報化の進展に伴って同和問題に関する状況の変化が生じていることや土地や結婚問題を中心とする差別事象が依然として根深く存在しています。

[施策の方向性]

同和問題の解決は、人権教育・啓発の積極的な推進が重要であることを認識し国や県との適切な役割分担を踏まえて地域の実情に応じた、同和問題に的確に応ずるための体制の推進に努めます。

また、同和問題を人権問題の重要課題として捉え、同和問題を解消するため、必要な人権教育・啓発を行うよう努めます。

なお、同和問題に関する差別意識の解消に向けた町民意識の啓発活動の推進を図るとともに、関係機関と連携を密にした相談体制の推進に努めます。

【主な関係法令など】

- | | |
|------------------------|----------------|
| ・福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例 | 平成7年（1995年）施行 |
| ・みやこ町隣保館条例 | 平成18年（2006年）施行 |
| ・部落差別の解消の推進に関する法律 | 平成28年（2016年）施行 |

○ 分野別施策

① 学校教育

ア 就学前、小・中学校などが連携して効果的な教育活動を推進します。

イ 教職員の同和問題に対する正しい知識を培う研修の充実と指導法の工夫改善を図り、子どもたちへの効果的な指導が行えるよう指導力の向上に努めます。

② 社会教育

ア 家庭教育の重要性を認識し、乳幼児期からの正しい人権意識形成のため保護者などに対する情報の提供を行います。

イ 知識の習得だけでなく感性や態度、行動を伴う効果的な学習を進めます。

ウ 子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、事業や研修会などの提供を行います。

③ 隣保館活動

みやこ町豊津隣保館は、開かれたコミュニティセンターとして生活上の各種相談や人権問題の解決を図り、各種事業を総合的に展開してより一層の隣保館活動の推進に努めます。

④ 啓発活動

ア 住民に対する啓発活動の推進

「福岡県同和問題啓発強調月間」や「人権週間」を中心に同和問題についての正しい理解と認識を深め、差別意識が解消されるよう啓発を行います。

イ 地域などにおける啓発活動の推進

地域に根ざしたきめ細かな啓発活動に対応できるよう関係職員の資質向上に努めます。

ウ 事業所などにおける啓発の推進

啓発資料の提供などを通して事業所などにおける啓発活動が充実するよう支援に努めます。

⑤ 相談体制

国、県、各種団体などとの緊密な連携を行い、相談体制の充実に努めます。

(2) 女性に関する問題

[現状と課題]

男女共同参画の認知度が向上しているなか、慣習や固定的な性別役割分担の意識のさらなる改善に向け男女の人権が尊重される社会的機運を醸成していく必要があります。また、育児・介護負担、DV、マタニティハラスメント、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど、女性の人権に関する問題も男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

本町においては、女性の社会生活の向上をめざし、みやこ町男女共同参画推進条例及びみやこ町男女共同参画推進計画を制定し、DV相談員の配置、女性学級における男女共同参画社会の講座などの事業に取り組んでいます。

しかし、女性に対する暴力や性別による固定的役割分担意識及び雇用や賃金面における男女格差などは、依然として存在しており、多くの課題が残っています。

このため性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を發揮できる社会づくりの促進が求められています。

[施策の方向]

みやこ町男女共同参画推進条例及びみやこ町男女共同参画推進計画に基づき、関係機関などと連携を図りながら、人権尊重と男女平等に向け、男女共同参画、雇用機会などのワーク・ライフ・バランスと職場における差別解消に向けた啓発に取り組めます。

また、女性に対する人権侵害を防止するため、関係機関と連携して、町民からの相談に応じるとともに、配偶者やパートナーなどからの被害防止や被害者の保護に取り組めます。



【主な関係法令など】

- | | |
|--|----------------|
| ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約） | 昭和54年（1979年）採択 |
| ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法） | 昭和47年（1972年）施行 |
| ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法） | 平成4年（1992年）施行 |
| ・男女共同参画社会基本法 | 平成11年（1999年）施行 |
| ・ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法） | 平成12年（2000年）施行 |
| ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法） | 平成26年（2014年）施行 |
| ・福岡県男女共同参画推進条例 | 平成13年（2001年）施行 |
| ・みやこ町男女共同参画推進条例 | 平成23年（2011年）施行 |

○ 分野別施策

① 人権尊重

ア 「男女共同参画推進月間」を中心に男女が互いの人権を尊重する意識を確立します。

イ 人権と男女平等の視点にたった教育・啓発を推進します。

② 男女共同参画

ア 政策や意思決定過程での女性の参画及び女性の参画意識の高揚を図ります。

イ 家庭や地域社会における男女共同参画を促進します。

③ 男女均等な雇用機会

ア 男女が互いのパートナーシップを発揮できる労働環境づくりを推進します。

イ 多様な働きかたを可能にするための環境づくりを支援します。

ウ 仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを推進します。

④ 啓発や相談体制

ア 女性に対する暴力やマタニティハラスメント、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどを防止するための啓発を行います。

イ 性にとらわれない人権尊重のため、あらゆる団体の自主的取組の援助と支援を推進します。

ウ 国、県、警察などとの連携を密にし、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指します。

(3) 子どもに関する問題

[現状と課題]

近年、いじめや不登校、児童虐待の増加を背景に、子どもの人権に関する意識は高まっていますが、正しい理解まで至っていない状況もあります。これらは、主な要因として家庭、学校、地域などの問題が考えられます。

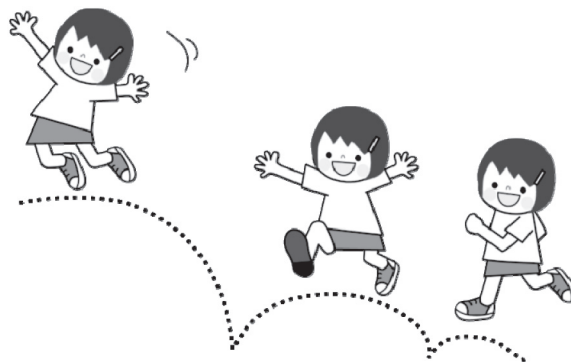
こうした問題を解決するため、家庭、学校、地域などが一体となった連携を図り、子どもの人権の尊重と擁護に向けた取組が求められています。

今後も子どもの権利についての理解を深める啓発活動を推進し、保護者と学校、地域住民が連携して子どもの人権・安全を守り、子育てを支援していく必要があります。

[施策の方向]

「みやこ町子ども・子育て支援計画」に基づいて地域、家庭、学校と連携した子育て環境づくりを進め、子どもの人権を尊重する教育及び啓発をします。

また、児童虐待への対応についても、関係行政機関・学校・家庭・地域社会などとの連携により、虐待防止及び要保護児童対策に取組めます。



【主な関係法令など】

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| ・教育基本法 | 昭和22年(1947年)施行 |
| ・児童福祉法 | 昭和23年(1948年)施行 |
| ・母子保健法 | 昭和40年(1965年)施行 |
| ・児童の権利に関する条約(国連総会) | 平成元年(1989年)採択 |
| ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 | 平成11年(1999年)施行 |
| ・児童虐待の防止等に関する法律 | 平成12年(2000年)施行 |
| ・次世代育成支援対策推進法 | 平成15年(2003年)施行 |
| ・少子化社会対策基本法 | 平成15年(2003年)施行 |
| ・福岡県青少年健全育成条例 | 平成8年(1996年)施行 |
| ・福岡県次世代育成支援行動計画「出会い・子育て応援プラン」後期計画 | 平成22年(2010年)策定 |
| ・子ども・若者育成支援推進法 | 平成22年(2010年)施行 |
| ・いじめ防止対策推進法 | 平成25年(2013年)施行 |
| ・みやこ町子ども・子育て会議条例 | 平成25年(2013年)施行 |
| ・民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 | 平成28年(2016年)公布 |

○ 分野別施策

① 人権尊重

ア 「児童の権利に関する条約」の趣旨を一人ひとりが理解を深めるような啓発を行います。

イ いじめの問題や非行問題の解決に向けて家庭や地域の啓発を行います。

ウ 学校においては、人権尊重の精神の育成を図る取組みを行います。

② 子育て支援

ア 子育てに対する不安や悩み、いじめ、不登校、虐待など様々な問題についての相談機関の広報に努めるとともに相談事業を推進します。

イ 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、各関係機関などとの連携の強化を図り、児童や家庭に対する相談や支援体制を整備します。

ウ 仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができるような環境を整備します。

③ 人権教育

ア 学校、地域、家庭などが連携して生命の大切さ、正義感や倫理観、他人への思いやりなど子どもの豊かな心を育むための教育を推進します。

イ 学校教育においては、「いじめや体罰は絶対に認められない」という基本方針のもと周知徹底を図ります。

④ 環境づくり

ア 子どもが健やかに育つことができる環境づくりの推進に努めます。

イ 薬物乱用による子どもの健康被害を未然に防止するため、学校や地域において薬物乱用防止のための啓発を推進します。

(4) 高齢者に関する問題

[現状と課題]

急激な高齢化が進む中、寝たきりや一人暮らし等社会的な援助を必要とする高齢者の増加が予想されます。

一方、高齢者に対する身体的・精神的な虐待など、高齢者の人権に関する問題や高齢者を対象とした悪徳商法等の犯罪が多発しています。

このため、高齢者が健康で生きがいを持ち安心して自立した生活を送ることができるよう地域全体で高齢者を支えていく取り組みが必要となっています。

[施策の方向]

「みやこ町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、自立支援と生きがいづくりを促進するため、高齢者が生涯を通じて学習できる機会の確保や積極的に社会活動へ参加できる環境づくりの推進に努めます。

また、高齢者との交流などによる福祉教育を充実させ、高齢者の人権に関する教育・啓発活動を推進します。

さらに、関係機関・団体と連携を行い認知症当事者への支援及び高齢者虐待を防止するための対策に取組めます。



【主な関係法令など】

- | | |
|--|----------------|
| ・老人福祉法 | 昭和38年(1963年)施行 |
| ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律 | 昭和46年(1971年)施行 |
| ・高齢社会対策基本法 | 平成7年(1995年)施行 |
| ・介護保険法 | 平成12年(2000年)施行 |
| ・高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 平成13年(2001年)施行 |
| ・高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法) | 平成18年(2006年)施行 |
| ・福岡県福祉のまちづくり条例 | 平成10年(1998年)施行 |
| ・福岡県高齢者保健福祉計画(第7次) | 平成27年(2015年)策定 |
| ・みやこ町高齢者福祉計画・介護福祉保健事業計画 | 平成27年(2015年)策定 |

○ 分野別施策

① 防犯啓発

犯罪を未然に防ぐため、地域、警察、行政が連携して高齢者への啓発を行います。また広報紙を活用し高齢者の防犯意識の向上に努めます。

② 認知症対策

地域で支える体制の構築に向け、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行います。

ア 認知症について正しい知識を持ち、認知症当事者やその家族も含め、誰もが暮らしやすい地域を作っていく応援者である「認知症サポーター」の増加に努めます。

イ 高齢者に広報紙を活用した認知症についての情報を提供し、相談窓口を周知します。

③ 権利擁護

高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送るにあたり、権利を脅かされたり財産を侵害されたりすることがないように、高齢者の権利擁護に努めます。

ア 任意後見人制度、成年後見人制度を周知します。

イ 「高齢者虐待防止法」の規定に基づき、地域包括支援センターを中心に高齢者や養護者に対する相談機関などの情報提供を行います。

(5) 障がい者に関する問題

[現状と課題]

障がい者に対する認識と理解は広がりを見せていますが、障がい者に対する偏見や誤解などがあり、自立と社会参加などが困難な状況にあります。

このような問題を解決するため、障がいのある人と障がいのない人がともに住みなれた地域社会で生活できるよう、地域社会が障がい者に対する差別や偏見をなくし、障がいや障がい者のことを正しく理解しなければなりません。

そのためには、相互の理解を深め、正しい知識の普及に努めていく必要があります。

[施策の方向]

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、国、県をはじめ関係機関や関係団体との連携を図りながら、障がいのあるなしにかかわらず、すべての町民がともに生きるまちの実現を目指します。

また、障がい者に対する偏見や差別を解消するため、あらゆる機会を利用した教育・啓発を推進するとともに、障がい者の主体性と権利の擁護、社会参加を促進します。

【主な関係法令など】

- | | |
|--|----------------|
| ・身体障害者福祉法 | 昭和25年(1950年)施行 |
| ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 昭和25年(1950年)施行 |
| ・知的障害者福祉法 | 昭和35年(1960年)施行 |
| ・障害者の雇用の促進等に関する法律 | 昭和35年(1960年)施行 |
| ・障害者基本法 | 昭和45年(1970年)施行 |
| ・発達障害者支援法 | 平成17年(2005年)施行 |
| ・高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法) | 平成18年(2006年)施行 |
| ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法) | 平成24年(2012年)施行 |
| ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) | 平成25年(2013年)施行 |
| ・福岡県障害者長期計画 | 平成27年(2015年)策定 |
| ・みやこ町障害者計画 第4期障害福祉計画 | 平成27年(2015年)策定 |
| ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) | 平成28年(2016年)施行 |

○ 分野別施策

① 情報提供

様々な情報媒体を活用し、障がい者への情報提供を行い相談支援体制の充実に努めます。

ア 広報紙や町のホームページなどを活用して各種サービスの内容、利用方法、制度などの情報提供に努めることにより情報のバリアフリー化を進めます。

イ 障がい者が地域での生活を維持継続するための啓発を行います。

② 啓発活動

広報などを通じた障がい者理解の促進を図るとともに、啓発活動を行います。

ア 「障害者週間」などにおいて、障がい及び障がい者についての正しい認識と理解を深め、人権侵害を防止するための啓発活動を推進します

イ 「障害者虐待防止法」に関する広報や啓発活動を行います。

③ 教育の推進

ア 障がい者に対する正しい認識と理解を深めるため体験学習を取り入れた福祉教育の推進に努めます。

イ 町職員及び教職員に対し、人権尊重を基本とした研修を実施します。

(6) 外国人に関する問題

[現状と課題]

在住外国人の急激な増加に伴い、在住外国人に対する就労差別、言語、習慣、文化などの違いに起因する差別的取り扱い、史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人などをめぐる問題など様々な人権問題が生じています。

本町では、中学生海外ホームステイ事業や国際交流協会の団体などにより、外国人との交流を図り、文化の違い、偏見や差別意識の解消を推進してきました。

今後とも、町民や各種団体などとの連携を図りながら、国際化の潮流に即した事業を総合的・多角的に展開することが求められています。

このような動向を踏まえ、今後も外国文化や生活習慣を理解するための場を提供しながら国際理解を深める必要があります。

[施策の方向]

異なった言葉や習慣、価値観を持つ人々の文化を理解することは、個人個人が、同じ地球に暮らす一員としての意識を持つことにつながります。

国籍や文化の違いを乗り越えて、お互いに個性を尊重し合い、相互扶助の精神を持って安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

また、真に国際化時代にふさわしい人権意識を育むよう、学校や社会における国際理解教育、人権教育、啓発活動を推進します。

なお、在住外国人は地域社会をともに構成する大切なメンバーです。

国籍・民族の違いを問わず、お互いを学ぶことが重要です。

さらに、国際交流活動などを行い町民と外国人とがお互いに多様な価値観を持ち、異なった歴史や文化、生活習慣に対する認識を深めます。

【主な関係法令など】

- | | |
|---|----------------|
| ・新しい在留管理制度 | 平成24年(2012年)施行 |
| ・地域における多文化共生推進プラン | 平成18年(2006年)策定 |
| ・福岡県学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針 | 平成10年(1998年)策定 |
| ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法) | 平成28年(2016年)施行 |
| ・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 | 平成28年(2016年)公布 |

○ 分野別施策

① 啓発活動

ア 相互理解の促進のために、交流イベントなどを通して異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重する開かれた地域社会をめざします。

イ 在住外国人に対する正しい理解のための啓発を行います。

ウ 歴史や文化・習慣の違いを尊重し、認め合う心を育む広報や啓発活動を推進します。

② 情報の提供

在住外国人に配慮した各種情報の提供を行います。

(7) HIV感染者、エイズ患者、ハンセン病患者に関する問題

[現状と課題]

HIV感染者、エイズ患者やハンセン病患者・回復者などに対しては、正しい知識や理解の不足からこれまで多くの偏見や差別意識を生んでいます。

このため、HIV、エイズやハンセン病に対する偏見や差別を解消し、感染症患者が安心して医療を受け、自立した生活を送ることができる社会を実現することが求められています。

[施策の方向]

偏見や差別意識を解消し、共に生きていくことの大切さを町民に伝えていくため、HIV、エイズやハンセン病に関する正しい知識と理解の普及に努めるとともに、学校・地域・家庭が一体となった教育に取組めます。

【主な関係法令など】

- | | |
|------------------------------------|----------------|
| ・らい予防法の廃止に関する法律 | 平成8年(1996年)施行 |
| ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法) | 平成11年(1999年)施行 |
| ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律 | 平成13年(2001年)施行 |
| ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 | 平成21年(2009年)施行 |

○ 分野別施策

① 教育・啓発

ア 「福岡県感染症予防計画」に基づき、性感染症予防を含めた総合的視点からのHIV感染症及びエイズに関する啓発を推進します。

イ 学校におけるHIV感染症及びエイズへの正しい理解のための教育に努めます。

ウ ハンセン病に対する偏見と差別が解消するよう、様々な機会を捉えてハンセン病に対する正しい知識の普及に努めます。

② 相談支援体制

ア 患者などのプライバシーの保護を徹底します。

イ 福岡県保健福祉環境事務所など関係機関と連携して、適切な相談や支援に努めます。

(8) インターネットの問題

[現状と課題]

情報化が進み、インターネットの特性（匿名性、拡散性、利便性など）を悪用して個人の尊厳を否定し、いじめ、排除、支配などの問題が発生しています。

また、インターネット上に掲載された情報は、あらゆる人に広がる危険性や長期にわたり深刻な人権侵害を引き起こす可能性があります。

[施策の方向]

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるためにモラルをもった利用の普及や啓発に努めます。

また、インターネットを利用した差別的表現に対し、相談機関の情報の提供を行います。



【主な関係法令など】

- ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任法） 平成14年（2002年）施行
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 平成21年（2009年）施行

○ 分野別施策

① 教育・啓発

ア 個人情報及びプライバシーの重要性やいじめの問題についての教育・啓発を行います。

イ インターネット利用時のマナーやルールなど、主体的に解読する力をつける教育・啓発を行います。

② 相談体制

ア インターネットによる人権侵害について、インターネットサービスプロバイダや法務局の常設相談所に相談できることを周知します。

イ インターネットによる人権侵害について、関係機関などと連携して、適切な相談や支援に努めます。

(9) その他の人権問題

[現状と課題]

アイヌの人々、犯罪被害者、原発事故による風評被害、東日本大震災避難者への差別、北朝鮮当局による拉致被害者、ホームレス、人身取引、刑を終えて社会復帰した人、社会的少数者やLGBT（性的少数者）などに対する人権をめぐる様々な問題が存在しています。

根拠のない思い込みや偏見による差別が発生しています。

自立した人間形成へ導く人権教育や積極的な啓発活動が必要となっています。

[施策の方向]

あらゆる人々の人権が侵害されないよう正しい知識を身に付け理解を深めるとともに、それぞれが抱える課題に応じた施策と基本的人権が尊重される人権教育・啓発の推進を行うことが必要です。

○ 分野別施策

① 教育・啓発

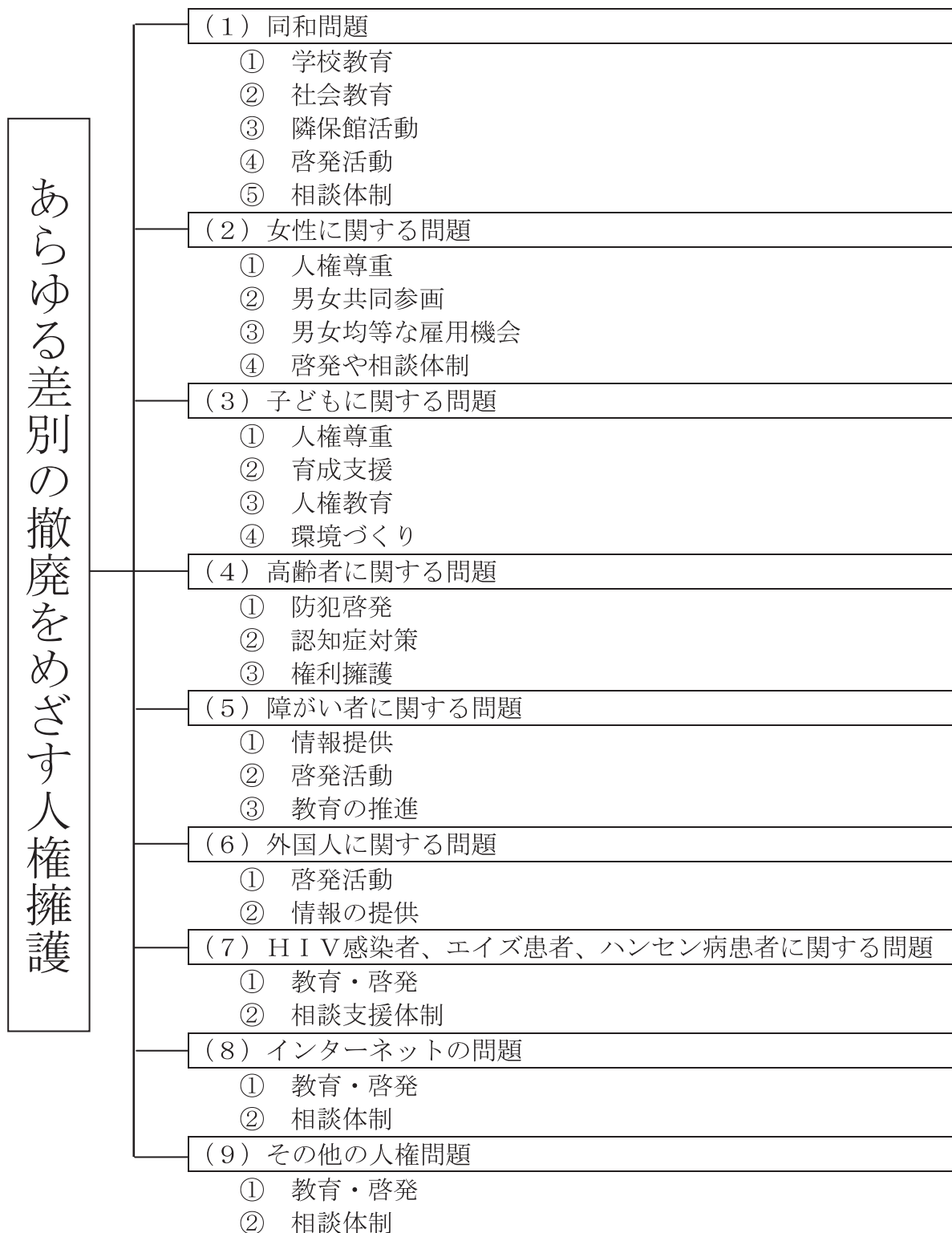
様々な人権問題について、正しい情報が伝わらず差別や偏見を招いている場合があります。国や県の施策を踏まえて人権教育・啓発を推進します。

② 相談体制

関係機関との連携により、適切な相談支援及び相談窓口の周知に努めます。



(参考) 重点課題の分野別施策



第5章 推進体制

1 推進体制について

基本計画に基づく人権教育・啓発の推進にあたっては、人権問題の所管課にとどまることなく全庁的な取組を展開していきます。

また、多様化する人権問題に総合的かつ効果的に対応していくため相談、連絡、協力体制を向上し、連携や情報の共有化を図っていきます。

さらに、人権問題に携わる関係機関とのネットワーク、広く住民に人権問題への関心を広げていくための啓発を推進します。

2 関係機関との連携の強化

国、県の人権教育・啓発の施策に順応した取組を推進するため、法務局などの国の機関や県と連携しながら人権教育・啓発を効果的に推進していきます。

また、基本計画が実効あるものとするため、民間団体、企業などに対し人権教育・啓発に関わる必要な情報の提供や啓発を図ります。

3 基本計画の評価・見直し

基本計画の推進にあたっては、基本計画の目標を具現化するものとして実施計画を策定し、施策の状況について点検及び評価を行います。

また、その結果を以後の施策に反映させるように努めます。

国、県の動向や社会情勢の変化を見極め、基本計画は必要に応じて見直しを行うものとしします。

資 料 編

世界人権宣言	25
日本国憲法（抄）	30
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	33
みやこ町あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例	35

世界人権宣言

〔 1948年12月10日
第3回国際連合総会採択 〕

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあることを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日法律第四百七十七号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

みやこ町あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例

(平成 18 年 3 月 20 日条例第 113 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、町民一人ひとりが人権を尊び、すべての町民の基本的な人権が尊重される、心豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の役割)

第 3 条 町民は、相互に基本的な人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

(町の施策の推進)

第 4 条 町は、基本的な人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために必要と認める施策については、町民と協力の上、推進に努めるものとする。

(啓発の充実)

第 5 条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、人権に関する啓発の推進に努めるものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の犀川町差別をなくし人権を守る条例(平成 8 年犀川町条例第 3 号)又はあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例(平成 8 年豊津町条例第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

みやこ町人権教育・啓発基本計画

平成 29 年（2017 年）3 月発行

発 行 みやこ町 人権男女共同参画課
〒824-0892
福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地
電 話：0930-32-6009
F A X：0930-32-6018

編集・製本 (有)京都印刷

